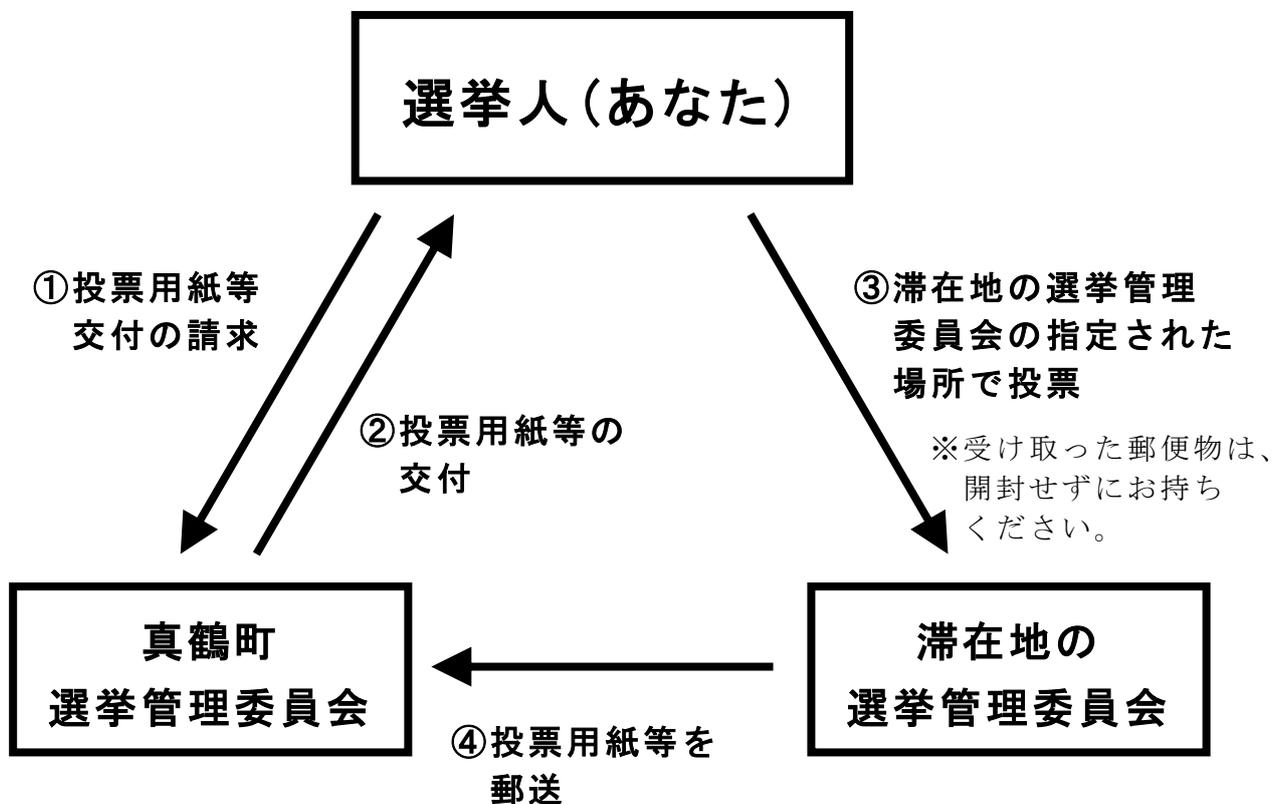


不在者投票の流れ



※ 原則、選挙執行日（令和7年9月21日）までに真鶴町選挙管理委員会に投票用紙等（④）が届いていないと無効となるため、選挙管理委員会間の郵送については「速達」「簡易書留」としております。

投票用紙等が届いた際には、滞在地の選挙管理委員会にて早急に投票していただきますようご協力のほどお願いいたします。